

鶴岡市学校給食費第3子等無償化のお知らせについて

鶴岡市では、子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、第3子以降のお子さまの学校給食費無償化を実施します。学校給食費無償化には申請が必要となりますので、条件に該当する場合は申請書を提出してください。

- ・該当する方でも、申請がない場合は無償化の対象となりません。
- ・一度申請して認定された方は、再度提出をいただく必要はありません。
- ・該当する方で、まだ申請をしていない方は学校教育課へお問い合わせください。
- ・学校給食費を納付されていた方は、返金をする給付金事業で対応となる場合があります。

◆ 対象者 次の(1)～(3)のすべてを満たしていること。

- (1) 令和4年4月1日において、6歳以上(小学校1年生)から18歳未満(高校3年生)までのお子さまを3人以上養育している保護者であること。
- (2) 養育している18歳未満の子から年長者順に数えて、3人目以降の子どもとその保護者が鶴岡市に住民登録があること。
- (3) 生活保護、就学援助等の公的扶助を受けていないこと。
※ただし、特別支援教育就学奨励費を受けている場合は、学校給食費無償化の対象となります。

◆ 対象となるお子さまの例

(で囲んだお子さまが対象となります。)

- 例1) 第1子 高校生 第2子 中学生 **第3子 小学生** **第4子 小学生**
例2) 第1子 大学生 第2子 高校生 第3子 中学生 **第4子 中学生**
例3) 第1子 17歳(アルバイト) 第2子 中学生 **第3子 小学生**

例1)
第3子、第4子が対象となります。それぞれ申請が必要です。

例2)
第2子高校生から数え、3番目のお子さま第4子が対象となります。

◆ 手続きについて

- (1) 提出先 **在籍する小学校または中学校**
 - (2) 提出書類 **鶴岡市学校給食費第3子等無償化認定申請書**
- ※申請書は、学校か市のホームページからダウンロードして記入してください。
※記入例を参考に記入してください。(押印は廃止されたため不要です。)
※対象となるお子さまが2人以上(第3子、第4子等)がいる場合はそれぞれ申請が必要です。



お問い合わせ先

鶴岡市教育委員会学校教育課 TEL 57-4865
鶴岡市学校給食センター TEL 22-0411